

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、  
當日が休日と日  
の翌日)

告

鳥取県告示第百八十三号

示

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項の規定による昭和四十年度定期種畜検査が次のとおり実施されるので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和四十年四月十六日

鳥取県知事 石破二朗

- ◇告示  
家畜改良増殖法による昭和四十年度定期種畜検査の実施  
種畜証明書の有効期間の延長  
土地改良法による保険医療機関の指定  
健康保険法による保険事業の認可  
選挙管理委員会の招集

## 昭和四十年度定期種畜検査日程

	第一 次	第二 次	第三 次	検査場所	家畜の種類
五月 八日	午前九時から	五月 十一日	午前九時から	八頭郡船岡町船岡 船岡家畜市場	乳牛、和牛、馬、豚、めん羊、山羊
九日 "	"	十二日 "	"	鳥取市国安	
十日	午後一時から	十三日	午後一時から	氣高郡氣高町浜村 浜村家畜検査場	
十一日 "	"	十四日 "	"	倉吉市八屋	
十二日	午前十時から	十五日	午前十時から	東伯郡赤崎町赤崎 鳥取種畜牧場	
十四日	午後一時から			米子市勝田町	鳥取県畜産試験場
十五日				米子	
十六日	午前九時から			兩三柳	鳥取県中小家畜試験場

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項の規定により昭和三十九年度定期種畜検査に基づいて交付した種畜証明書の有効期間が、同期間経過後六月以内において実施される昭和四十年度定期種畜検査の日まで延長されることになつた旨の通報があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

坂本医院	鳥取市藪片原町	鳥取市明治町	外科、皮膚科、小児科、内科、整形外科	坂本 義博	昭和四十年四月一日	乙表点数表
荻原医院	八頭郡河原町	内科、歯科、放射線科		岸田 信蔵	二日	
瀬川医院	船岡町船岡	内科、小児科		荻原 茂通		
" 大伊出張所	" 河原町	内科、小兒科、放射線科		瀬川 昭夫	一日	
岸 医院	" 殿	内科、外科、産婦人科		岸 良尚	"	
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町			日南町長木下太郎	"	
上田病院	鳥取市西町	精神科、神経科		上田 治	"	
ノゾ医院	"	内科、小兒科		野津登志子	十三日	"
浜村診療所		内科、産婦人科		森 茂民	十日	乙表点数表

日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町	精神科、神経科	内科、小兒科	内科、産婦人科	甲表点数表
上田病院	鳥取市西町	"	"	"	"
ノゾ医院	"				
浜村診療所					

鳥取県告示第百八十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日野郡溝口町溝口 溝口家畜市場

十七日 午後一時から 二十一日 午前九時から 二十一日 午前九時から

日野町江尾 江尾 "

" 午後一時から " 日野町根雨 根雨 "

日南町生山 生山 "

## 鳥取県告示第百八十六号

東伯郡閑金町大字泰久寺六四三番地 山根隼三ほか十七人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(区画整理)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年四月十六日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和四十年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年四月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

一日時 昭和四十年四月二十七日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目一二〇番地 鳥取県庁

鳥取県選挙管理委員会委員室

## 三 議題

- (1) ポスター掲示場を法定数より減ずる場合の基準について
- (2) 鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部改正について
- (3) 不在者投票管理者をおこことのできる病院の指定に関する件